

日時・場所	平成30年3月26日（月） 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、大藤議会事務局長、寺田政策調整部長、上田総務部長、田中市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、遠藤環境経済部長（代理：吉川次長）、竹中教育部長、川端会計管理者、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- 市議会定例会における対応、ご苦労様でした。
本日は今年度最後の部長会議となった。今年度で退職される職員の方にとっては最後の週となる。今年度も各部門で様々な成果が上がった。部長をはじめ各職員の取組の結果であり、高く評価している。最終的には市民の皆さんの評価になるが、自ら評価することも大事である。過去の課題や新しい課題にも前向きに取り組んでもらい、結果的に各分野で成果が積み上げられた。年度末にそれを評価して御礼申し上げる。
- 国では、情報公開のあり方や国会議員の行政への介入が問題視されているが、先週も申し上げたとおり、それらは無関係なこととしないこと。身近なところでも議員が調査と称して介入することがあるので、毅然とした態度で対応すること。議会として行うことと議員として行うこととは全く違う。国会や議会の総意で決めたことについては、三権分立制における行政と立法との関係、二元代表制における議会と市長との関係が生じるが、個別利害にかかわる場合は、個々の議員は市民と全く同じ立場であるので、誤解がないようにすること。当たり前のように誤解が公言されているので気を付けること。
- 感覚や気づきを大事にして仕事に取り組むこと。力がついて余裕が出ると、気づきがあって物事が正常かどうか直感的に分かる。先に論理を詰めるというよりは、まずは大きな視点で本筋から外れているかどうか気づくことによって、高い精度で論理を詰めることができ、結果的に物事が健全になる。そのような意識で仕事に取り組むこと。

2. 報告事項

① 野洲市立地適正化計画（改訂案）に係るパブリックコメントの結果について

〔所管： 都市建設部〕

2月21日～3月12日の間で立地適正化計画（改訂案）に係るパブリックコメントを実施したが、意見はなかった。

② 大津湖南都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更（野洲市決定）について

〔所管： 都市建設部〕

野洲郡行政事務組合ごみ焼却場は昭和55年3月に当初の都市計画決定をしており、昭和57年4月から稼働している施設である。竣工から30年以上経過し、老朽化に伴い稼働も限界となり、安全かつ効率的に処理が出来るよう新たにごみ処理場として平成25年10月30日に都市計画決定をし、新野洲クリーンセンターの整備が完了した。

現在は新野洲クリーンセンターで稼働しており、野洲郡行政事務組合ごみ焼却場は、現在、建物も解体され稼働していないため、廃止するものである。

廃止にあたり、県との事前協議を経て、3月1日～15日の間、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行った結果、意見は提出されなかった。については、3月28日の都市計画審議会において諮問する予定である。

③ 大津湖南都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について

〔所管： 都市建設部〕

新野洲クリーンセンターは、平成25年10月30日に都市計画決定され、現在整備は完了している。今回の変更は、現在、稼働していない野洲郡行政事務組合ごみ処理場の都市計画の廃止に併せ、市道の延伸に伴い区域界を変更するものである。

なお、本案件については、平成30年3月28日都市計画審議会に諮問する予定である。

→今回拡大する区域は市有地であり、それ以外の敷地は借地である。

④ 野洲市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準の改正について

〔所管： 都市建設部〕

本運用基準については、有効な土地利用が図れない事情があるため、弾力的に運用できるように見直しを進めていくよう、平成28年度第3回都市計画審議会の方針が確認され、平成29年7月に庁議に報告した後に県と協議した結果、当初改正案の内容を修正する必要があることから再度、報告する。

当初改正案からの主な変更点は、①大規模開発型の基準は改正しない ②沿道型（非住居系）の基準の改正 ③新規類型「市街化区域隣接型」の追加 ④敷地面積の最低限度（200㎡）の改正などである。

なお、本案件については、平成30年3月28日都市計画審議会に諮問する予定である。

3. 協議事項

① 野洲市税条例の一部を改正する条例（専決分）について

[所管： 総務部]

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。施行日は平成30年4月1日となる。

なお、市議会臨時会が4月に開会される予定であるため、当臨時会で本件の報告を行う。

→市議会臨時会は4月の第2週目の開会で調整することとし、それを前提に条例改正作業を進めること。

② 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決分）について

[所管： 総務部]

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成30年1月31日に公布されたこと、国民健康保険税条例の一部を改正する条例により税率等の改正がされたことに伴い、所要の改正を行うものである。施行日は平成30年4月1日となる。

なお、市議会臨時会が4月に開会される予定であるため、当臨時会で本件の報告を行う。

4. その他伝達事項

- ・ 部長会議終了後、平成30年4月1日付人事異動の内示を行う。（総務部）
- ・ 平成29年度3月専決補正予算要求を3月29日までにお願ひする。（政策調整部）

5. 次回部長会議の予定

4月2日（月） 10時30分～ 庁議室